

2013.9.25

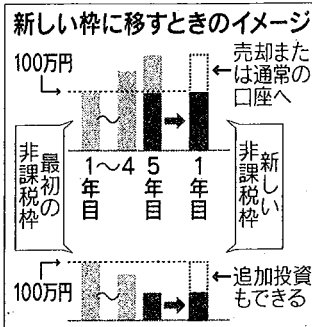
来年から始まる少額投資非課税制度（日本版ISA（NISA））では2023年までの10年間で毎年100万円までの新規投資で非課税枠を活用できる。1つの枠で最長5年間、値上がり益や配当が非課税となる。

それぞれの年の非課税枠が満期の5年を迎える場合、利用者には3つの選択肢がある。①すべて売却する②そのまま通常の口座に移す③新たな非課税枠に移すーだ。

例えば14年に100万円

わかる投資 NISA 活用のツボ ④

23年まで毎年、非課税枠100万円



円への投資をしたとする。非課税期間が18年末に切れる時に、投資した金融商品の時価が130万円に上昇している場合を考えてみよう。非課税期間

も同様に非課税だ。非課税期間が終わっても、売却せずに運用を続けたい場合もあるだろう。そうした投資家はNISA A口座の金融商品を通常

が切れる前に、すべて売却すれば30万円の値上がり益に対し課税はされない。NISAは途中で売れることも認められているので、中途売却で

満期5年で3つの選択肢

の口座に移せばいい。その際、移す時の時価が取得価格となり、将来売却する際にはその価格をベースに課税される。

この例の場合、130万円が取得価格となり、その後150万円まで売ると、売却益20万円に対し課税される。通常の口座に移した後は、配当金にも税金がかかる。

18年末で5年間の非課税期間が切れた後、19年から始まる新しい非課税枠に資産を移すこともできる。その際、上限の100万円に収まるよう一部を売るか通常の口座に移す必要がある。ただし、株式などでは売買単位の関係で、残高を希望の金額通りに調整できない場合がある。

逆に、残高が100万円を割っている場合は、新しい非課税枠に移した後、追加投資もできる。また、NISAは23年で終わる予定なので、19年以降に始まる非課税枠では、5年間の満期を迎えても、次に移す非課税枠はない。